

議 第 二 号

仙台市議会の議決事件に関する条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条
第一項の規定により提出します。

令和二年六月二十五日

提 出 者

議員	齋藤	範夫
〃	鈴木	広康
〃	村上	かずひこ
〃	嵯峨	サダ子
〃	辻	隆一
〃	安孫子	雅浩

仙台市議会議長
鈴木 勇治 様

仙台市議会の議決事件に関する条例の一部を改正する条例

仙台市議会の議決事件に関する条例（平成十六年仙台市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「（仙台市基本構想に即した本市の長期的な計画をいう。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

次期基本計画を策定するに当たり、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。